周南市徳山中央浄化センター再構築事業 実施方針に関する質問回答(令和4年9月2日公表)

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所	質問	回答
1	用語の定義						協力企業の定義として、「SPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業をいう。」とありますが、①協力企業とは構成企業の内、SPCに出資しない企業という理解でよいでしょうか。 ②SPCから構成企業を経由して委託・請負をする企業も協力企業に定義されるのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
2	再構築対象につ いて	2	第1	1	(5)		再構築対象施設にも比較的新しい盤もあるが、今回更新対象との理解 で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	新汚泥処理施設 との取り合いに ついて	2	第1	1	(5)		既存施設と今回対象の再構築対象施設との取り合いは今後要求水準書等で明確になるのでしょうか。特に新汚泥処理施設は現在建設工事中ですが、既設社優位とならないように考慮をお願いします。	前段については、ご理解のとおりです。後段のご意見については、 承りました。
4	切り替え工事	2	第1	1	(5)	表1	「・・・流入渠・導水渠の切り替え工事を含む。」とありますが、切り替え工事の検討にあたり、流入停止が可能な時間や頻度等の情報をご提示をお願いします。	要求水準書等に示します。
5	放流渠	2	第1	1	(5)	表1	「・・・流入渠・導水渠の切り替え工事を含む。」とありますが、放流渠の切り替え工事も含まれますでしょうか。 含む場合、放流渠の詳細資料についてもご提示をお願いします。	塩素混和池から一部の放流渠の切替工事を考えており、現存する資料の提示を予定しています。
6	対象施設	2	第1	1	(5)	表1	再構築対象施設として、監視制御室が追記されましたが図2の再構築 後には図示されていません。再構築場所は、管理棟内に配置するとの 考えでよろしいでしょうか。	管理棟内に配置することを想定していますが、事業者からの新たな 提案も可能です。
7	既設耐震補強	2	第1	1	(5)	表1 図1 図2	実施方針(案)の質問回答No. 28の回答において、「募集要項等に示す条件を満足する場合、図2に記載の水処理施設を構築する必要はありません。」とありますが、以下について確認させてください。 ①既存設備を活用する場合、耐震補強等の建設期間中においても分流、合流の水量はそれぞれ既設分流系、既設合流系で処理する必要があるという理解でよいでしょうか。 ②既存設備を活用する場合、既存設備を活用しても問題ない根拠を提案書でお示しする必要があるという理解でよいでしょうか。 ③既存設備を活用する場合、貴市から提供される計算書等から推測される以外の事象が発生した場合でも民間事業者側の責任において対応するという理解でよいでしょうか。	①建設期間中において、水量や放流水質の条件を満足し、汚泥処理に影響が及ばないのであれば、施設(合流、分流、仮設)に指定はありません。 ②ご理解のとおりです。 ③原則として民間事業者側の責任において対応していただくこと想定していますが、発生した事象ごとに協議のうえ対応を決定するものとします。
8	対象施設	2	第1	1	(5)	図1 図2	再構築対象施設の管理棟については、図1事業開始前と図2再構築後では、同一の場所に計画されていますが、耐震性を確保した場合は既設流用を認めるとの理解でよろしいでしょうか。また、管理棟を新設する場合の施設配置は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	管理棟は、新設を考えています。 前段について、既設を利用する場合は、耐震性のほか、防水、建築 附帯等も含めて全て更新が必要となります。後段については、ご理 解のとおりです。
9	管理棟	3	第1	1	(5)	図2	再構築対象施設である管理棟は、ほぼ同じ場所において再構築するように示されており、撤去期間を含め工事期間中は既設管理棟の機能が使用できなくなると考えます。 工事期間中に本事業で見込むべき既設管理棟の機能がある場合は、その詳細についてご提示をお願いします。また、仮設が必要な場合は、使用可能なスペースについてもご提示をお願いします。	管理棟の撤去時には、市の担当者が業務を遂行するための仮設事務 所が必要です。本事業で見込むべき既設管理棟の機能や使用可能な スペースについては、別途提示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所			質問	回答
10	事業の目的	3	第1	1	(5)	表1			既存施設の維持管理業務の内容は要求水準書に示されるとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	事業の目的	3	第1	1	(5)	表1			再構築対象施設の供用が開始されるまでは、旧水処理施設、旧管理棟 の維持管理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	撤去業務	3	第1	1	(6)	1	エ		撤去業務において、撤去機器のPCB含入有無などは、既設納入メーカーに調査頂く必要がありますが、その際に貴市経由で既設納入メーカーに問い合わせ頂くことは可能でしょうか。	PCB含有の機器はありません。撤去時に事業者側で再確認をしてください。
13	建設·撤去業務	3	第1	1	(6)	1	ウ・エ		建設業務および撤去業務を行うにあたり、現場事務所や資材置き場等 が必要となります。使用可能なスペースについてご提示をお願いしま す。	現場事務所は、敷地内に確保してください。また、資材置き場等 は、事業者側で準備をお願いします。
14	特定事業の業務 内容	3	第1	1	(6)	2	表2	Н	維持管理上排出される産業廃棄物の処理費用等は、本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	特定事業の業務 内容	3	第1	1	(6)	2	表2	H	維持管理上排出される産業廃棄物関連の契約は事業者ではなく、貴市 にて契約頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	事業の目的	3	第1	1	(6)	2	表2		維持管理業務の詳細や範囲は、募集要項や要求水準書に示されるとの 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業期間	4	第1	1	(8)				事業期間の設計・建設期間の質問回答において、「既存の水処理施設の撤去も設計・建設期間である令和6年1月~令和13年9月(約8年間)の間に実施します」とされています。既存の水処理施設を撤去するためには、新設する水処理施設の運用が開始されている必要があるため、想定される既存水処理施設の撤去期間を見込んだ上で、新設する水処理施設の運用は、令和13年9月以前に開始する工程で計画する必要があると考えてよろしいでしょうか。また、令和13年9月以前に新設する水処理施設の運用を開始する場合においても、施設概要の表7(P.17)で示される流入水量・流入水質の条件を満足する施設を計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	1			設計・建設期間 令和6年1月~令和13年9月(約8年間) の根拠 となる工程検討内容をご教示願います。	開示する予定はありません。
19	設計・建設期間	4	第1	1	(8)	1			新設する水処理施設は、既存水処理施設の改造や撤去工事とは別に完成検査が終了した時点で引渡しを行い、その後、維持管理を開始するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	対価の支払い	4	第1	1	(9)				「対価の支払い」について、「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針(案)に関する質問回答(令和4年7月22日公表)」No. 123では「募集要項等とともに公表される契約書(案)は、必要に応じて、修正・追記等の協議はしていただけるのでしょうか。」との質問に対して、「原則は公表した案のとおりとしますが、事業者の提案等により内容の一部を協議により変更する場合はあります。」とのご回答を頂きました。この協議とは、提案書提出前に実施頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者選定後に実施予定です。

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所	質問	回答
21	事業期間終了時 の措置	4	第1	1	(11)		再構築対象施設に耐震補強等を施して、既存の水処理施設を活用した場合、本事業期間終了時(令和32年3月)において、1年以内に更新を要することなく、要求水準書に記載の性能を満足させる状態で残置し、市へ引き継いだとして、令和33年4月以降の施設の処理性能、劣化等の責任範囲は全て市に帰属すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	4	第1	1	(12)		「地元企業」の定義を教えてくださいますようお願いします。	周南市に本社・本店を有する事業者とします。なお、地元経済の評価方法は募集要項等に示します。
23	選定基準	5	第1	2	(1)		令和4年7月22日公表「実施方針(案)に関する質問回答No.102に、提案上限額は募集要項にて公表します。失格基準価格等は、事業者選定委員会にて決定します」とありますが、失格基準価格等の公表時期はいつでしょうか。ご教示ください。	失格基準価格等を設定する場合は、募集要項等に示します。
24	選定基準	5	第1	2	(1)		実施方針(案)に対する質問回答No. 102において、「失格基準価格等は、事業者選定委員会にて決定します。」とありますが、失格基準価格等を採用する場合、募集要項等に具体な金額または設定方法等が明示される予定でしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
25	特定事業の選定 方法	5	第1	2	(1)		実施方針(案)に関する質問回答のNo.105の回答において、「PSCの内 訳や算出根拠について優先交渉権者の決定時点で公表する予定はあり ません。」とありますが、優先交渉権者の決定時点以外のタイミング で公表する予定はありますか。	公表する予定はありません。
26	選定基準	5	第1	2	(1)		「特定事業の選定方法」について、「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針(案)に関する質問回答(令和4年7月22日公表)」No. 103の回答において、「PSCは、特定事業の選定の公表時点における最新の諸条件を元に算定します。」とありますが、事業開始までの期間の物価スライドについて考慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、PSCの基準年月時点の物価で応札し、事業開始前にその時点の物価に改訂することを想定しています。	ご理解のとおりです。
27	選定基準	6	第2	2	(1)		応募者が市の競争参加資格保持者であることや一定の実績を有することなど形式方面で資格を有しているかの確認を行う。とありますが、 評価対象になるのでしょうか。ご教示願います。	募集要項等に示します。
28	事業者の選定手 順について	6	第2	3			プレゼンテーションを実施する機会はありますか。	二次審査においてプレゼンテーションを実施する予定です。
29	事業者の募集・ 選定スケジュー ル	7	第2	3	表3		一次審査については、提案書の審査ではなく、資格審査のみを実施すると考えますが、その様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	予定価格等	7	第2	3			予定価格は、「設計・建設」と「維持管理業務」のそれぞれに予定価格が設定されるものと回答されていましたが、「設計・建設」と「維持管理業務」の価格が個別に公表されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	予定価格等	7	第2	第2 3		令和4年7月22日公表「実施方針(案)に関する質問回答No.116に、設計・建設と維持管理業務のそれぞれにおいて予定価格が設定される旨の回答がありますが、募集要項公表時にそれぞれの上限価格が公表されるとの理解でよろしかったでしょうか。	No.30の回答をご参照ください。	

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所	質問	回答
32	予定価格等	7	第2	3			7/22に回答されたNo.117の質疑にて、設計・建設・維持管理それぞれに 予定価格が設定されるとありますが、それぞれの予定価格も個別に公 表されますでしょうか。また、総額で予定価格以下であっても、例え ば建設部分のみ予定価格を上回った応札をした場合などは予算超過又 は失格等になるのでしょうか。	前段については、No.30の回答をご参照ください。後段については、 ご理解のとおりです。
33	事業者の選定手 順	7	第2	3			「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針(案)に関する質問回答」No.117の回答において、「予定価格は設計・建設と維持管理業務それぞれにおいて設定される」ということですが、失格基準価格等が設けられる場合もそれぞれ設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.23の回答をご参照ください。
34	審査結果の公表	8	第2	4	(8)		審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、市ホームページへの掲載等により公表する。とありますが、配点結果の詳細内容についても公表されるのでしょうか。ご教示願います。	配点結果の詳細は、現時点で公表する予定はありません。
35	応募手続き等	8	第2	5	(1)		「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針 (案) に関する質問回答(令和4年7月22日公表)」No. 140の回答において、「原則として、代表企業は応募者につき1者となり、各契約で代表企業が異なる想定はありません。」とありますが、①応募者グループの代表企業、②建設等別の代表企業、③SPCの最大出資者は同一である必要はないとの理解でよいでしょうか。の見ば、①が維持管理を統括する者の場合に、当該企業が②を兼ねることは実質的に困難です。また①が土木工事企業の場合に、③を兼ねることも困難と考えます。従いまして、①②③は同一である必要ではなく、応募者の裁量にしていただきたくご検討をお願いします。	ご指摘を踏まえ、代表企業やSPC出資に関する条件を変更します。
36	応募者の構成	8	第2	5	(1)	5	設計企業が複数で実施する場合、そのうちの1社が資格要件を有すれば参加できると考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、第2_5_(2)の共通の参加資格要件及び第2_5_(3)の(7)の要件は全ての企業が満たす必要があります。
37	応募者の構成	8	第2	5	(1)	5	基本協定・基本契約を代表として契約締結する応募の代表と設計・建設工事請負契約を代表として締結するJVの代表企業(幹事企業)は異なる事業者が担うことが出来るとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、No.35の回答をご参照ください。
38	応募者を構成す る企業に共通の 参加資格要件に ついて	8	第2	5	(2)	1	「本事業を確実かつ円滑に履行できる体制を整備すること。」は具体 的にどのような体制を想定されていますか。	応募者が文字どおりの内容で構築する体制であるため、具体的な想 定はありません。
39	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	1	建設等JVにおいて、複数の構成企業が設計JVを設立し設計業務に当たる場合、設計JV内で協力して(ア)から(カ)までの資格要件を満たせば足りると理解してよろしいでしょうか。	実施方針(案)に記載のとおり、(ア)の資格要件は全ての設計企 業が必要となります。内容を修正します。
40	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	1	建設等JVにおいて、複数の構成企業が設計JVを設立し設計業務に当たる場合、設計JV全体で(ア)から(カ)までの資格要件を満たせば足りると理解してよろしいでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。
41	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	1	「複数のJV構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJV構成員が(イ)から(カ)までに掲げる資格要件を満たし・・・」とありますが、2社の設計企業が設計を担う場合、1社が(ア)を満たしていれば、もう1社は(イ)から(カ)を満たしていれば(ア)はなくても問題ないと理解して良いでしょうか。	No.39の回答をご参照ください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所	質問	回答
42	設計企業の参加 資格要件	9	第2	5	(3)	1	「設計業務の一部をJV構成員以外の企業に委託することは可とする。」とありますが、設計業務の全てを5(3)① (7) ~ (カ) の要件を満たすJV構成員以外の企業に委託することは可であるという理解でよいでしょうか。	「設計業務の一部」との記載どおりです。設計業務の全てをJV構成 員以外の企業に委託することはできません。
43	設計企業の参加 資格要件	9	第5	5	(3)	1	「複数のJV構成員で業務を分担する場合は、・・・その他のJV構成員は(7)に掲げる参加要件を満たすこと。」とあります。民間ノウハウを最大化するために、設計業務はコンサルタント企業と各建設企業(土木、、建築、機械、電気)が分担して業務を担うことが重要と考えます。一方で、建設企業は(7)の要件を有していないため、当該参加要件では設計業務を分担できません。そのため「複数のJV構成員で業務を分担する場合は、いずれかI社のJV構成員が(7)~(カ)までに掲げる要件を満たすこと」と変更いただけませんでしょうか。	責任をもって設計業務を遂行していただきたいと考えているため、 変更する予定はありません。
44	電気工事の 施工実績	11	第2	5	(4)	9	ここで言う動力負荷設備は、機械工事と同じ「水処理設備(主要設備)」の動力負荷設備と言うことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	維持管理企業の 参加資格要件	11	第2	5	(5)		実施方針(案)に関する質問回答No. 214の回答において、「維持管理業務を統括する者以外の維持管理企業について参加資格要件はない」とありますが、当浄化センターの安定運用を将来的に維持するために、表2アの運転業務を担う者については一定の実績を有することが必要であると考えます。従いまして「維持管理企業の内、運転業務を担う維持管理企業については①~③を全て満たすこと。」という条件を付加するものと変更いただけませんでしょうか。	維持管理企業の参加条件を付加する予定はありません。
46	維持管理企業の 参加資格要件	12	第2	5	(5)		実施方針(案)に関する質問回答No.149及びNo.221③の回答の内容について確認させてください。 優先交渉権者選定後に追加する「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う企業は、「協力企業であり、構成企業とすることはできません。」「あくまでも再委託となります」とのことですが、参加表明時点で含めた企業は、維持管理業務を分担する「構成企業」(但し出資は任意)との扱いとなり、含めない場合には、契約時点では「協力企業」の位置づけとなるとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明時点で構成企業としていた企業のみが、構成企業となります。詳細は、募集要項等に示します。
47	維持管理企業の 参加資格要件	12	第2	5	(5)		実施方針(案)に関する質問回答No.221の①において、「優先交渉権者に選定された後に、維持管理企業を構成企業として追加することはできない」とあります。一方で、No238においては「構成企業として追加することが可能でありかつSPCに出資することも任意である」と理解でき齟齬が生じていると思います。貴市の承諾を受けることを前提に、No238の回答が正であるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
48	競争参加資格確 認日	12	第2	5	(6)		令和4年7月22日公表の実施方針(案)に関する質問回答のNo. 224、225 (226)で、ご回答に齟齬があるように見受けられます。No. 224の回答では、いかなる理由があろうとも「応募者の構成企業のいずれかが資格要件を満たさなくなったとき、応募者グループとして失格となる」と読めます。No. 225の回答では、「やむを得ない事情と貴市が認めた場合に、構成企業の変更を認める旨の記載がこちらの内容が優先されると考えてよるしいでしょうか。」という質問に対し、「詳細は、募集要項等に示します。」とご回答いただいています。いずれにしましても、募集要項等には示されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 224の回答は、資格要件を満たさなくなった場合のため、失格としています。No. 225の回答は、何らかの理由(例えば、企業自体が買収、分割により企業名が変わるなど)により変更することがある場合を想定しており、資格要件を欠いた場合ではない前提での回答としています。

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所		質問	回答
49	SPCの設立	14	第2	8	(4)			質問(No.241)の回答では、SPCに「維持管理を統括する企業に関しては、人材を配置することを考えています。」とありますが、質問No.314にSPCが維持管理業務の全部もしくは一部を委託することは可能とあります。SPCに人材を常駐させずに、維持管理業務の全部もしくは一部を委託することは可能との理解でしょうか。	「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針 (案) に関する質問回答(令和4年7月22日公表)」No. 314の回答を以下の内容に修正します。維持管理業務の全部を委託することは、「一括下請負の禁止」に該当するため、一部の委託のみ可とします。
50	SPCの設立	14	第2	8	(4)			SPCの最大出資者は任意という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	施設概要	17	第4	2	(4)			「ただし、雨天時の水量増加に対応するための処理能力及び貯留機能を確保すること。」に関する実施方針(案)の質問(No.253、257~264)の回答では、「本条件に関しては、見直しを行います。」とありましたが、変更されていません。 見直しの結果は、要求水準書(案)に示されるとの理解でよろしでしょうか。	ご理解のとおりです。内容を修正します。
52	施設概要	17	第4	2	(4)			「周南市徳山浄化センター再構築事業 実施方針 (案) に関する質問回答(令和4年7月22日公表)」No. 267において、「事業者側で維持管理期間の水量・水質の流入条件を勘案のうえ、提案してください。」とありますが、応募者はあくまでも要求水準書において定められた水量・水質の流入条件を満足すればよく、維持管理期間の流入条件の変動への対応は提案要素であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	施設概要	17	第4	2	(4)	表7		設計・建設期間及び維持管理期間における水量・水質は、各応募者で同一条件とする必要があると考えます。別途開示予定の水量・水質の関係資料より事業者側で流入条件を勘案した場合においても、流入水量変動、流入水質に対する変動のリスク分担は(別紙2)リスク分担表No.51,52,53記載の通り、市側が負うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	施設概要	17	第4	2	(4)	表7		再構築対象施設である水処理施設を新たに建設する場所に汚水を送水するために、主ポンプの性能を確認する必要があります。主ポンプの性能曲線は要求水準書(案)若しくは関連資料として別途公表されるものと考えてよろしいでしょうか。	関連資料として別途公表します。
55	施設概要	17	第4	2	(4)	表7		流入水量および流入水質の変動に関係する資料を別途開示する予定 (実施方針(案)に関する質問回答No.267)との事ですが、いつ開示する予定なのかご教示お願いします。	8月10日に公表した要求水準書(案)に示しています。
56	杭基礎の撤去	18	第4	2	(4)	1		令和4年7月22日公表「実施方針(案)に関する質問回答No.272に、杭基礎の撤去は、原則として全数撤去を想定しています」とありますが、万が一先端部分の改修が不可能になった場合は残置は可能でしょうか。ご教示願います。	不可抗力という理由であれば、残置は可能です。
57	杭基礎の撤去	18	第4	2	(4)	表8	注釈1	令和4年7月22日公表「実施方針(案)に関する質問回答№283に、前段について、残存する資料(図面)は全て開示予定であり、部分的に残っているものから推定した杭数量も開示する予定です」とありますが、開示時期はいつごろでしょうか。ご教示願います。	11月頃を予定しています。
58	施設構成等の概 要	18	第4	第4 2 (4) 表9			対象施設(維持管理対象施設)に掲載されている監視制御室は「既存施設」の範囲となっていますが、「再構築対象施設」の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No.	質問項目 (タイトル)	頁			対応	箇所		質問	回答
59	対象施設	18	第4	2	(4)	表9		の既存施設として「監視制御室」が記載されていま 『室」の機能は再構築対象施設の管理棟に含まれてい でしょうか。	ご理解のとおりです。
60	地質資料	18	第4	2	(4)	表8	質報告書の開示に 書が無い場合、地	*表「実施方針(案)に関する質問回答No.281に、既存地 は随時公表します」とありますが、該当する地質報告 3質調査を実施する必要がありますが、その費用は別 ののでしょうか。ご教示願います。	事前調査 (測量・地質) は、本事業で含まれており、その他、事業者が任意で実施するものは、事業者負担とします。なお、地質調査は2本 (Dep30~40m) を見込んでいます。
61	既設資料	18	第4	2	(4)	表8	震補強設計をした	『提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。9月中の	構造図等は、現存するものを開示予定です。なお、開示時期につい ては、ご要望を承りました。
62	想定する事業実 施体制	別紙1						『構成企業》、〈建設等JV〉、〈SPC〉の各代表企業 することは可能でしょうか。	No.35の回答をご参照ください。
63	想定する事業実 施体制	別紙1					に対しては、設言 載すれば、建築に	る業務について、建築士法22条3の3に関する業務 請負契約書に押印する設計企業が22条の3の3に記 関する業務も委託可能であると考えていますが、こ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	想定する事業実施体制	別紙1					業)※2』→〈S → (矢印)は、何 (※2)に代表の 〈応募件も設定した 更された「ただし とする」というま	を体制に、〈応募者グループ構成企業〉『(代表企 はPC〉『(代表企業)』のような記載があります。 近を意味しているか、再度、ご教示願います。 主業の担当業務は問わない。との表現もあるので、 ので、の代表企業に何 にいことと考えてよろしいでしょうか。今回記載が変 、代表企業は必ずしもSPCの代表でなくても良いもの に現は、矢印の反対の意味合いになってしまい、余計 にるので、再考願います。	想定する事業実施体制の図を修正します。
65	想定する事業実 施体制	別紙1	※ 1				建設企業(土木コ 理解でよろしいて	事、建設工事…)とありますが、「建築工事」との にしょうか。	ご理解のとおりです。改めて修正します。
66	構成企業の能力 不足等による業 績悪化	別紙2	No. 19				答(令和4年7月2 る業務の履行が困 る必要があります 足等が認められる き、貴市は合理的	にセンター再構築事業 実施方針(案)に関する質問回 2日公表)」No.338の回答において、「当該企業によ 1難となった場合、事業者の責任で後継企業を確保す 。」とありますが、SPCに出資する構成企業の能力不 り場合には、事業者の判断で実施企業の交代を判断で りな拒否する理由がない限り、株式譲渡の承認等の必 1頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、構成企業の能力不足等による事業悪化を起 こさないことを優先してください。
67	リスク分担表	別紙2	No. 36				市が「別途発注する」	表の実施方針(案)に関する質問回答のNo.366で、貴る建設工事」として、現状、どのようなものをご想じしょうか。という質問に対し、「現在施工中の汚泥事の他、本事業の業務範囲外の維持管理期間中の更に該当します。」とご回答いただいています。)業務範囲外の維持管理期間中の更新工事など」につびういった内容の更新工事を予定しているのかご期間についてご教示ください。 に対して、貴市が想定している本事業が影響を与えな的にご教示ください。	事業期間が長いため、今後発生しうることを想定した回答であり、 具体的な期間などはお答えできません。なお、更新工事は、既設と して残る施設を想定しています。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
68	リスク分担表	別紙2	No. 46					「要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク」は事業者とあるが、その場合の事業者とは建設等JVにあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	リスク分担表	別紙2	No. 50					令和4年7月22日公表の実施方針(案)に関する質問回答のNo. 388で、維持管理費の増大に関して、本事業は、設計・建設期間中にも、修繕等を含む維持管理業務を実施しなければならない状況となっています。既存設備納入メーカが、事業者に選定されないことを理由に、修繕対応の拒否、修繕費用の増大を要求された場合、事業者の公平性を保つためにも、市の責任必ずしも修繕拒否等が免ととは考えにくいたう質問に対し、「必ずしも修繕拒否等が免ととご回答いただいていますが、入札参加までの既存設備納入メーカとのやり取りの際に、修繕対応の拒否や修繕費用の増大など事業者の公平性を欠くと思われるような行為があった場合は、貴市に報告し、個別に協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご報告いただくことは問題ありませんが、公募期間中に個別協議を すること自体が不公平となりかねないため、市側で状況を判断し、 対応します。
70	リスク分担表	別紙2	No. 50					令和4年7月22日公表の実施方針(案)に関する質問回答のNo. 388で、維持管理費の増大に関して、本事業は、設計・建設期間中にも、修繕等を含む維持管理業務を実施しなければならない状況となっています。既存設備納入メーカが、事業者に選定されないことを理由に、修繕対応の拒否、修繕費用の増大を要求された場合、事業者の公平性を保つためにも、市の責任の対応するよう考えてよろしいでしょうか。という質問に対し、「必ずしも修繕拒否等が発とするとは考えにくいため、個別に協議したうえで判断します。」とご回答いただいていますが、個別協議を前提に判断するのであれば、リスク分担表の項目No. 56と同じように、『市と事業者の両方に〇を表示し、(注1)』と表示する記載に変更していただけないでしょうか。	「修繕対応の拒否、修繕費用の増大を要求された場合」は、No.50のリスク「事業者の帰責事由による維持管理費の増大」ではなく、No.56の「その他の上記以外のもの」に該当するものと考えているため、リスク分担の表示は変更しません。
71	その他							維持管理業務において配置する人員に必要な資格等については、募集 要項ほかで示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。